

令和6年度第2回中間市子ども・子育て会議 議事録	
日時	令和6年10月4日（金）14時30分～
場所	中間市役所別館3階特別会議室
出席者	委 員：大迫委員（会長）、小林委員、池田委員、権藤委員、平澤委員、安徳委員、下川委員、火山委員、白濱委員 船元委員、鶴委員、山口委員、山本委員、八汐委員、石井委員 事務局：保健福祉部長 冷牟田、保健福祉部参事 岩切、こども未来課長 松原、こども家庭センター長 鐘ヶ江、子育て係長 谷口、子育て係 北里、梅枝、家庭児童相談係長 白石、母子保健係長 渡辺、こども支援係長 松田 株式会社調べ考房担当者（オブザーバー参加）
欠席者	千々和委員、山口委員、志道委員、岩崎委員、深川委員
傍聴人数	1人
会議次第	1. 開 会 2. 議 事 （1）第1回中間市子ども・子育て会議議事録の承認について【資料1】 （2）中間市こども計画の骨子案について【資料2】 （3）その他 ・次回以降の会議開催について 3. 閉 会
議 事 要 旨	
事務局	<u>議事（1）第1回中間市子ども・子育て会議議事録の承認について【資料1】</u> 第1回中間市子ども・子育て会議の議事録について、確認いただいたところ、修正等がなかったことから、この内容で中間市ホームページに掲載したく承認をお願いしたい。 （了承） <u>議事（2）中間市こども計画の骨子案について【資料2】</u> 【資料2】の説明に入る前に、正誤表の内容を説明。 以下、【資料2】の説明。 3ページの第1章「計画の策定にあたって」については、前回の会議で説明した部分であるが、2点追加した項目を説明する。1点目は、7ページのこども計画の位置づけについて、「（3）他の計画との関係」を項目「（2）計画の対象」の次に追加している。「こども計画」は、本市の総合計画が最上位の計画とし、地域福祉計画を上位計画とする、福祉分野の個別計画として位置づけられる。2点目として、8ページの、項目「（4）計画の期間」の後に「（5）SDGsの視点を踏まえた計画の推進」を追加している。こども計画においても、SDGsを意識しながら、各施策を推進していくこととする。追加した項目の説明は以上である。 続いて、11ページからの「第2章 こどもを取り巻く環境の変化」を説明する。 11ページ及び12ページの（1）人口及び世帯構成の変化についてである。人口及び世帯数の推移、0歳から14歳までの年少人口、世帯構成等の推移を掲載している。 本市の総人口は、平成29年から減少が続き、令和6年には39,151人となっている。
各委員	
事務局	

総世帯数をみると、平成29年に比べ令和6年には20,459世帯に減少している。世帯当たりの人員は、平成29年の2.07人から減少傾向が続き、令和6年には1.91人となっている。年少人口については、平成29年の4,678人から令和6年は4,122人となり、減少傾向がみられる。

施設等の世帯を除く一般世帯数は、平成7年と令和2年を比較すると16,913世帯から17,331世帯となり、418世帯増加している。一般世帯数の中での構成比をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯が減少傾向で、ひとり親の世帯が増加傾向にある。6歳未満の子どもがいる一般世帯は、平成7年の1,792世帯から令和2年では1,157世帯と、635世帯減少し、18歳未満の子どもがいる一般世帯も平成7年の5,302世帯から令和2年では約半数に減少している。

次に、13ページ(2)将来推計人口についてである。「国立社会保障・人口問題研究所」の令和5年の推計によると、本市の総人口、年少人口はともに、今後も減少が続く結果が示されている。

次に、14ページ(3)人口減少の背景についてである。上段のグラフにある出生数と死亡数の推移は、平成26年から令和5年のいずれの年も出生数が死亡数を下回っており、総人口は、自然減の状況が続いている。転入数・転出数の推移をみると、令和3年までは、転出数が転入数を上回っていたが、令和4年以降は、転入数が転出数を上回る社会増が続いている。

次に、15ページの(4)合計特殊出生率の推移についてである。合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数を示すものである。本市の推移をみると、平成15年から平成19年以降、上昇傾向が見られ、平成30年から令和4年では若干減少したものの、国、県の値を上回り1.46となっている。

続いて、16ページの(5)女性人口の推移についてである。15ページで説明した、合計特殊出生率の対象となる15歳から49歳までの女性の人口を示している。平成2年から令和2年まで減少が続いている。

17ページの(6)未婚率の推移についてである。本市における20歳から39歳までの男性、女性の年齢階層ごとの未婚率をグラフで示している。平成7年と令和2年を比較すると、男性、女性とも、30歳以上のほぼすべての年齢層で上昇傾向にある。また、女性よりも男性の未婚率がすべての年齢階層で高くなっており、令和2年の35歳から39歳の男性の未婚率は39.9%と、10人に4人が未婚であることがわかる。

18ページ(上段)の(7)婚姻・離婚の件数の推移についてである。婚姻の件数は、平成29年から令和5年まで減少の傾向がみられ、一方、離婚件数は、令和4年を除き、70から90件で推移している。

下段の(8)母子・父子世帯数の状況についてである。令和2年における本市のひとり親家庭の状況をみると、一般世帯に占める母子世帯の割合は、2.07%となっており、県、全国の割合を上回っている。また、父子世帯の割合は0.17%で、県や全国の割合をやや上回っている状況である。

次に、19ページの(9)被保護世帯数等の推移についてである。被保護世帯数、被保護人員とともに、緩やかな減少傾向を示しており、人口千人当たりの保護率は、県と比較すると高い水準にある。

20ページ、21ページの(10)女性の就労状況についてである。20ページに本市における女性の年齢階層別就業率の推移を、21ページに令和2年における女性の年齢階層別就業率を、全国、県と比較して、グラフで示している。平成22年をみると、「20歳から24歳」の年齢層から「45歳から49歳」の年齢層まで、ほぼ横ばいで推移している状況だったが、令和2年をみると、25歳から29歳の年齢層で平成22年を上回る就業率となっており、30歳から34歳の年齢層で減少し、その後、上昇傾向を示し、45歳から49歳の年齢層では、全年齢層で最も高い就業率となっている。5年前、10年前と比べ、女性の就業している人の割合は、各年齢層で上昇していることがわかる。また、21ページのグラフから、25歳から29歳の年齢層の就業率は82.0%と、全

	国、県と比べて、5ポイント程度低くなっている。 次に、22ページの大項目「2. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状」について説明する。 (1) 教育・保育施設の状況について ①利用児童数の推移 令和5年度における認可保育所入所児童数は458人、幼稚園入園児童数は389人となっており、ともに減少傾向にある。 ②-1 認可保育所の利用状況 令和5年度における保育所入所児童数は458人で減少傾向にあり、令和5年度から4施設で推移している。 ②-2 認定こども園の利用状況 令和5年度から認定こども園が2か所となり、入所児童数は、教育部分と保育部分を合わせて286人である。 ②-3 認可小規模保育園の利用状況 令和4年度から2か所に増え、入所児童数は45人である。 ③幼稚園の利用状況 令和5年度における入園児童数は389人で減少傾向にある。定員に対する入園児数は毎年4割台で推移している。 (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況 ①延長保育事業（時間外保育事業） 現在、全ての認可保育所及び認定こども園において事業を実施している。 ②-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 開設箇所数は、令和2年度から1か所減り、7箇所推移している。 ②-2 放課後こども教室 放課後こども教室とは、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組みのことである。本市では、令和2年度から、小学校で英語の授業が本格的に始まることを受け、その準備として、放課後における英語活動を平成28年度から開始したもので、令和3年度から、地域学校協働活動へ事業を引き継がれている。 ③子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者が一時的に児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業である。現在、鞍手乳児院、報恩母の家で実施体制を確保しており、令和4年度から延べ利用人数が増加している。 ④地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を身近な地域に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業である。本市では、ハピネスなかまにある「くるり広場」、旧子育て支援センターの建物内にある「子育てサロン」で実施している。 ⑤一時預かり事業 現在、市内4か所の保育所及び6か所の幼稚園で実施されている。延べ利用人数は令和3年度をピークに減少傾向にある。 ⑥病児・病後児保育事業 現在、遠賀中間医師会おんが病院、さくら保育園において実施体制を確保している。 ⑦妊婦健康診査、乳幼児健康診査、妊産婦歯科健康診査、幼児歯科健康診査 表のとおり、妊婦歯科健診と2歳児健診の受診率が低くなっている。 ⑧乳児家庭全戸訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業とは、生後2か月もないこどもがいる全ての家庭を訪問するとともに、特に、乳幼健診を受診していない家庭や、継続して支援が必要な家庭に対し助言や育児相談を実施するもので、育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めている。訪問人数は200人台で推移している。
--	--

⑨養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育の支援が特に必要な家庭に対して訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業である。令和4年度以降、訪問人数は200人台、延べ訪問人数は1,500件前後で推移している。

⑩子育て応援訪問事業

子育て応援訪問事業とは、保育園や幼稚園に所属していないこどもがいる家庭を訪問し、児童の安全確認を行うとともに、市の子育て支援サービス等の情報提供を行う事業である。令和3年度をピークに、以降は訪問人数、延べ訪問件数のいずれも減少傾向にある。

⑪産後ケア事業

産後ケア事業は、令和3年度から開始した事業で、出産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行うものである。医療機関や助産院等での宿泊や通所のほか、助産師等による居宅訪問を選んで利用できる。利用者数、延べ利用件数のいずれも増加傾向にある。

引き続き、29ページの「第3章 計画の基本的な考え方」について、この章の中では、本市のこども計画の基本理念、基本目標、そして、こども計画の体系（案）の内容について説明する。

「1. 基本理念」については、第2期中間市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「地域の和による 子育て・子育てを支えるまち なかま」を引き継ぐとともに、こども・若者の権利の尊重や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態の向上、若者に関する施策の充実といった要素を加えた、だれひとり取り残さない「こどもまんなか社会」を目指すものとして、『すべてのこどもが夢や希望をもち 笑顔があふれるまち なかま 〜だれひとり取り残さない！「こどもまんなか」社会をめざして〜』を本市の基本理念としたい。

これを実現するため、5つの視点に基づいて計画を推進することとする。

視点の1つ目として、こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、こどもの最善の利益を考慮する。

2つ目として、こども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する。

3つ目として、こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する。

4つ目として、こども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でこども・若者の成長を支える。

最後に、5つ目として、多様性と包摂性に溢れた「だれひとり取り残さない」社会の実現に向けて、すべてのこども・若者の生命・権利・未来を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざす。

次に、30ページの「2. 計画の基本目標」について、この基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定することとする。

基本目標の1つ目として、「こどもの権利」

すべてのこどもと若者が、心身の状況や置かれている環境に関わらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利を保障するための取組を進める。また、こども基本法やこども権利条約の精神にのっとり、こどもと若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進める。

基本目標の2つ目として、「育ち、学び、遊び、体験」

	健康でゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行う。また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、すこやかな成長を支える。 基本目標の3つ目として、「安心と希望」 経済的な不安や孤立感を抱いたり仕事との両立に悩んだりすることのない、すべての人が希望を持てるまちづくりを進める。このため、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障がい等、本人たちだけでは対応が困難な課題を抱え、支援を必要としているこどもや若者、家庭に対して、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこどもや若者が、置かれた環境に関わらず希望を抱いて健やかに育つことができるよう取り組む。 基本目標の4つ目として、「若者と未来」 すべての若者が夢や希望を持って育っていけるよう、その自立を支援するとともに、一人ひとりの未来への希望を尊重しながら、出会いや結婚に関する支援を行うとともに、本市への移住や定住の促進に取り組む。また、自らの生き方を模索し確立しようとする中で、不安や悩みを感じる若者やその家族を支援し、希望ある未来に向けて進んでいけるよう取り組む。 最後に、基本目標の5つ目として、「地域力」 こどもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものだが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援が大切である。少子化が進む中、こどもたちは地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましい存在となる。そこで、本計画では、次代を担う宝である、こどもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって取組を進める。 最後に、32ページ「3. こども計画の体系（案）について」である。先に説明した5つの基本目標のそれぞれについて、達成するための施策を記載している。33ページには、現行の第2期中間市子ども・子育て支援事業計画における施策を掲載している。上段丸囲みの数字は、「基本目標」、下段の数字は、目標達成のための施策項目、例えば、①－3－1と記載された部分が具体的施策を示す。 32ページの「基本目標を実現するための施策」の中で、現行施策にない新たな施策の項目があるので説明する。 基本目標「①こどもの権利」の「(2) こども・若者や子育て世帯の意見反映」 現行施策では、「こどもの人権に関する市民意識の啓発」を施策として挙げていたが、こども基本法の趣旨を踏まえ、今後、こども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組みや、意見の表明の機会をもうけたり表明しやすい環境づくりといった取組みが必要となるため、新たな施策の項目として記載している。 基本目標「③安心と希望」の「(2) ヤングケアラーへの支援」、「(3) こども・若者の貧困対策」「(5) こども・若者の自殺対策」 「(2) ヤングケアラーへの支援」 令和6年6月に施行された子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、ヤングケアラーを、関係機関が支援に努めるべき対象として法律上明記された。今回、こども計画の中に、子ども・若者計画の内容を盛り込むこととしており、今後、関係機関の連携により、ヤングケアラーの把握と必要な支援が重要となってくることから、新たな施策の項目として設けることとした。 「(3) こども・若者の貧困対策」
--	--

	現行の施策の中では、明確に取り扱いがなかった貧困対策の施策を、今回、こども計画に、こどもの貧困対策推進に関する計画の内容を盛り込むことから、新たな施策の項目として設けることとした。 「(5) こども・若者の自殺対策」 相談支援体制の充実や、自殺予防に関する教育や周知啓発に取り組んでいるが、若者も対象とした取組みが必要であることから、新たな施策の項目として別建てで設けることとした。 基本目標「④若者と未来」の「(2) 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進」、「(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援」 「(2) 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進」 先に説明したとおり年少人口の減少が続いており男女とも未婚率が高いことが示されている。少子化対策として、出会いや結婚に対する取組みや、本市への移住・定住の促進に向けた施策を新たに設けることとした。 「(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援」 さまざまな悩みや不安を抱えた若者が、ひきこもりの状況に陥らず一歩を踏み出せるようになるためには、気軽に相談できる環境づくりが重要である。このことから、新たな施策の項目として設けている。 最後に、参考資料として、34ページに、福岡県が現在策定を進めている県こども計画の体系図の案を、35ページには、先日、県主催の会議で示された「市町村こども計画に盛り込むべき内容」の資料を掲載している。市町村こども計画は、国のこども大綱だけではなく、県こども計画を勘案することとなっているので、県こども計画の施策体系案を踏まえた内容としている。
大迫会長	事務局の説明に対して、ご意見や質問はないか。
A委員	資料10ページのアンケートについて、特に小中学生は、学校においてこどもたちの生の声を聴く、知るためだと思うが、1、2年生は紙のアンケートで、それ以外の学年はどのようにアンケートをしたのか。
事務局	小学校において1人1台タブレットが配備されているので、授業の中で、拡大したQRコードを黒板などに貼り、児童がそれを読み取ることで、紙のアンケートと同様、Web上で実施していただいた。アンケートは、小中学校の先生方のご協力のおかげで、高い回収率となった。たくさんのこどもたちの声を聴くことができ、この場を借りて、小中学校の先生には感謝申しあげる。
A委員	資料33ページで、現在の市の取組みが詳しく記載されているが、とても大事な部分である。資料の文字が小さいので、大きく分かりやすくしていただきたいかった。 上から3つ目の枠の部分、学校の設備でより良くするということで、以前から、広島県教育委員会で県を挙げて取り組んでいるが、不登校のこどもたちを含め学校の図書室を少しでも居心地のよい場所に作りかえることで、教室に入らず、図書室で過ごすこどもも出てきたと聞いたことがある。それができるのなら、もう少し図書室を改善いただければと考える。 2つ目の下の枠、男性の育児への積極的な参加の促進はとても重要で、市内の産婦人科の協力を得て、こどもが生まれる前から両親そろって、特に父親に対して、出産や育児に関する知識を伝えていける場がもっとあればいいと思う。 その下の、児童虐待の予防・早期発見の項目について、育児放棄も虐待に入ると言われているが、ボランティア活動を通じて、育児放棄をしていると感じることがある。児童相談所にどのようにしたらよいかと相談しても、身体にアザがあるのかと聞かれ、それはな

	いと答えると、見守りを続けてくださいとだけで話が終わった。体罰がなくても、育児放棄に対処していただきたい。母親も同じような環境で育っていたという背景があり、一般的な育児がどのようなものか分からないまま子育てをしている状況である。ネグレクトに対して対処の仕方がどうかならないかと感じる。 また、いじめの対処について、いじめる子も、さまざまな家庭環境の中で心に傷を負ってそういう行為に至っていると思う。いじめられている子のサポートだけでなく、いじめられている子の心のケアも同時に盛り込んでいただければと思う。 地域全体でこどもを支えることができるまちづくりの中に、地域の交流ができる場として、知る限りで、市内にこども食堂・みんなの食堂が4か所、無料塾も3か所ある。単に、食事を与える場、勉強を教える場だけではなく、そこで普段話せないことを話したりなど交流ができたり、食堂に関しては、地域の人たちがボランティアで料理を作るので、地域との交流が生まれる。そういう場の重要性を認識いただきたいと思う。 最後に、下から2番目の、公共施設における多目的トイレについて、生理の貧困という言葉を目にしたことがあると思うが、こどもたちが貧困ゆえに生理用品を十分に買い与えられていない現状がある。公共施設の中に生理用品を置くような取組みも盛り込んでいただければ考える。
事務局	いただいた意見の中で、当課に関する取組みの現状を説明する。父親の育児教育については、男女共同参画の視点及び父子家庭の現状を踏まえ、現在、妊娠期からの父親の育児参加を目的に、こども家庭センターにおいて両親学級を開催し、講話や妊婦の疑似体験などを実施している。今後もさらに育児参加の推進、充実に努めていきたい。 次に、育児放棄については、要保護児童対策地域協議会において、児童の養育環境の整備に向けて、宗像児童相談所などの関係機関で役割分担をしながら支援を行っている。保護者も同じような環境で育ってきた背景があることが多いため、まず保護者に寄り添い、信頼関係を築くところから始め、養育力を少しずつ高めていく働きかけを行っているところである。 最後に、こども食堂と無料塾は、実際に見学させていただいたが、地域の方々やこどもたちが温かい気持ちで交流していると実感でき、よい取組みだと感じた。今後も、他の自治体の取組みを参考に進めていきたい。
大迫会長	委員が説明した広島の実践で、教室に入れないこどもの居場所に図書室をとはどういうものなのか。図書室に教員を配置しているのか。
A委員	教員を置くことまでは把握していないが、インターネットやSNSにはない本の良さや居場所という点から、図書室にソファなどを置いて、明るい雰囲気にし居心地の良い場所に変えている。また、学校に足を運べないこどものために、外から直接図書室に入れるよう出入口を造ったところもあると聞いた。
大迫会長	<u>議事（3）その他</u> A委員から意見書の提出がなされたので、委員から説明をお願いします。
A委員	7年前にコミュニティカフェなかまという会を有志で立ち上げ、こどもからお年寄りまでみんなが集える居場所をつくりたいという思いから、市内6校区でそういう場所を実現するため活動している。その代表として意見書を提出した。 以前は、市内でこども食堂が1か所のみだったが、現在4か所に増えている。例えば、北九州市では、市がこども食堂ネットワークをつくり、食堂を始める場合は市で登録することとしている。同様に、活動をしたいがどのように始めればよいかという人たちがいると思うので、中間市で食堂の情報を把握し、できれば市の広報紙やホームページに定期的に情報を掲載することで、市民に周知していただきたい。

事務局	今後の取組みの参考としたい。
事務局	<u>議事（３）その他 次回以降の会議開催について</u> 会議次第に記載しているとおり、次回３回目の会議を、１２月１８日（水）午後２時３０分から、この会議室で開催する。議題は、各種アンケート調査の報告、計画案の中で、具体的な取組みや、基本目標がどのくらい達成できたのか評価指標を定めることとしており、その内容を協議していただく予定である。今後の開催については、第４回目の会議を令和７年１月２４日（金）、第５回目を３月１７日（月）、いずれも、午後２時３０分から開催する予定である。なお、第５回目の会場は未定である。出席をお願いしたい。
大迫会長	全体を通して、何かご意見や質問はないか。
各委員	（意見・質問なし） （閉 会）